

令和元年度第2回自然再生専門家会議 議事録

日時：令和元年10月18日（金）13：30～15：30

場所：経済産業省別館 238各省庁共用会議室

出席者(敬称略)：

(委員長)	鷺谷 いづみ		
(委員)	大河内 勇	佐々木 淳	高山 光弘
	守山 拓弥	和田 恵次	
(環境省)	白石 大臣官房審議官		
	山本 自然環境局自然環境計画課 保全再生調整官		
	西野 自然環境局自然環境計画課 課長補佐		
	山本 自然環境局自然環境計画課 係長		
(農林水産省)	滝 大臣官房政策課環境政策室 課長補佐		
	河北 大臣官房政策課環境政策室 係長		
(国土交通省)	神田 総合政策局環境政策課 課長補佐		
	中島 総合政策局環境政策課 事務官		

1. 開会

司会（事務局）：

予定の時刻には少々時間がございしますが、ご出席者の皆様がお揃いになられたようですので、これより、令和元年度第2回自然再生専門家会議を開催させて頂ければと存じます。本日、事務局として司会を担当させて頂きます、株式会社 一成の田屋と申します。会議進行に当たって拙い点もあろうかと存じますが、なにとぞご容赦を賜りますようお願い申し上げます。

本日の専門家会議でございしますが、「自然再生基本方針」並びに「自然再生専門家会議の開催について」に則り開催されており、会議の内容は公開となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境省 大臣官房審議官 白石よりご挨拶を申し上げます。

白石審議官：

前回の7月25日の第1回専門家会議で頂いた意見を踏まえ、取りまとめた見直し案について、パブリックコメントを実施しました。今回はその結果についてご報告させて頂きます。

本会議においてご了解頂きましたら閣議決定に向けて、各省庁との調整、自然再生推進会議等の手続きを進めていきます。

また基本方針の見直しと合わせて、議論の中での運用の改善についても取り組むことが重要であり、法定協議会化を目指している活動団体を交えて、全国の法定協議会が先進事例の勉強や、協議会同士の情報交換を行った自然再生協議会全国会議、これは今回初めて一部専門家会議の委員の方にもオブザーバーとしてご参加頂きましたのでご報告させて頂きます。

限られた時間ですが、忌憚ないご意見を頂戴できましたら幸いです。よろしく願いいたします。

司会（事務局）：

続きまして、本日ご出席の委員の皆様のご紹介をさせて頂きます。なお、時間の関係から「お名前」のみご紹介させて頂き、各委員の皆様の御所属等につきましては資料のお手元の「自然再生専門家会議委員名簿」をご参照頂ければと存じます。

それでは、ご出席の方から、座席表反時計回りで、順にご紹介させて頂きます。

(委員及び出席者紹介)

続きまして、お手元の資料の確認をさせて頂ければと存じます。資料に不備等がございましたら、途中でも構いませんので、事務局のほうにお申し出頂きますようお願いいたします。

(「配布資料一覧」に従い読み上げ。)

以上でございます。過不足等はございませんでしょうか。

(なし)

なお、委員の先生方の机には、資料とは別に封筒を置かせて頂いております。本日の会議終了後、資料の送付を希望される方におかれましては、お名前を封筒にお書きの上、机の上に置いておいて頂ければ、事務局の方で郵送させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。これからの議事進行を鷺谷委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

議題1. 自然再生基本方針の見直しについて

鷺谷委員長：

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「自然再生基本方針の見直しについて」ですが、事務局からご説明をお願いします。

西野課長補佐：

環境省 自然環境計画課の西野でございます。

議題1「自然再生基本方針の見直しについて」ご説明させていただきます。資料1～4、参考資料2を使ってご説明いたします。

資料1をご覧ください。前回の第1回専門家会議で自然再生基本方針の見直し案についてご意見を頂き、そのご意見について鷺谷委員長と相談の上、見直し案への反映等をさせて頂いておりますので、その結果についてご報告させていただきます。また表現ぶり等について、委員会後にアドバイス頂きましたが、法令担当職員と行政文書のルールと照らし合わせて確認し、全般的にチェックして新旧対照表に反映しているのでそちらをご確認ください。

前回佐々木委員からご指摘頂きました、新旧対照表p.3の1(1)1段落目、「地球温暖化の防止」の表現について、環境基本計画における表現を確認の上、「地球温暖化の緩和」に修正しています。

高山委員からご指摘頂きました、p.3の1(1)1段落目、「水環境、大気環境だけではなく、土壌環境も加えてはどうか」というご意見を頂き、「環境基本計画」の記載に合わせて「水・大気・土壌の環境保全」に修正しました。

同じく高山委員からご指摘頂きました、「人の健康に対する自然環境の機能」という視点について重要であることから今後検討を行ってはどうか」というご意見ですが、今回の見直しの中で議論を深めることは時間的に難しいため、ご指摘を踏まえ関係省庁にも意見を聞きつつ、次回の見直しに検討させて頂くことを考えています。

和田委員からご指摘頂きました、p.4の1(1)4段落目、「気候変動による生態系への影響について「確度が高いと評価」が一般的に難しいのでは」とご意見頂きましたが、学術的表現で誤解を生む危険性があることから「影響が報告されており」と変更しています。

大河内委員からは、「この一節が悪化の傾向を説明した段落と、よい取組を説明した段落とに分かれていて、この繋がり部が適切ではない」とご指摘いただきました。p.4の1(1)5段落目に「こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして」を挿入

しています。

続いて、高山委員からのご意見で、p.7の1(2)アの2段落目、「「再生された自然環境の状況をモニタリング」という表現では「保全」や「創出」を含めた全般にわたるものが含まれていないと誤解を受けるのでは」とご指摘頂きました。委員長とも相談し、場合によっては再生、保全、創出以外にも活動周辺の自然環境もモニタリング対象に含まれることから「こうした自然環境」と広く捉えられる表現に改めています。

同じく高山委員より、p.8の1(2)イの1段落目、「「べきです」という表現が強い」とご指摘頂き「重要です」と修正しています。

同じく高山委員より、p.9の1(2)ウの3段落目、「伝統技術を次に伝えていくという視点も重要」とご指摘頂き、「知見の把握」に加えて「伝承」を追記しました。

同じく高山委員より、p.13の1(2)カの1段落目、「「工事」という用語が使われているが、これは自然再生事業の中の活動を指すのであれば不適切」とご指摘頂き、「事業」に改めています。

守山委員より、p.24の4(5)、「環境教育が重要ですので今後議論するべきでは」とご指摘頂き、委員長と相談させて頂きましたが、今回の見直しでは新たなテーマとして議論することは時間的に難しいが、ご指摘を踏まえて今後の見直しに検討させて頂くと返答させて頂きます。

高山委員より、p.26の5(2)アの2段落目、「「経済的合理性に沿って」という表現が一般には分かりにくい」とご指摘頂きました。委員長とも相談しましたが、確かに「経済的合理性」は固い表現ではあるが、あまり表現を柔らかくしすぎると意図がしっかり伝わらないため、環境基本計画の中の表現を参考に「経済的手法も視野に入れつつ」と修正しています。

守山委員より、p.27の5(2)イの1段落目、「エコツーリズムだけではなく「生きものマーク」などの取り組みの追記は出来ないか」とご指摘頂きました。さらに幅広く捉える表現として「生きものをブランドに活用した農林水産物の販売」と追記しました。

高山委員より、p.28の5(2)ウの2段落目、「SDGsについて、次の見直しまでの5年間を見据えると「動きが広がりつつある」という表現は鮮度が落ちてしまう懸念がある」とご指摘頂き、「企業がSDGsへの取組を推進していることも踏まえ」と表現を改めています。

大河内委員より、p.28の5(2)エの2段落目、「「人工林の間伐」と言う表現を「主伐」に至る流れを盛り込めないか」とご指摘頂き、委員長と相談しましたが、その前段部に「森林の適正な管理」とあり、それを推進するため、この中に含まれているとして、表現としては原案のままとさせて頂きました。

中村委員より、p.28の5(2)エ、EbAの表現についてご指摘頂き、こちらは用語が適切ではなかったため「生態系を活用した適応策(EbA)」と修文しました。

佐々木委員と志村委員より、p.28の5(2)エ、「藻場、ブルーカーボンについての海岸関係の記載を拡充すべきではないか」とご指摘頂きました。環境基本計画での並びも参考にしつつ「海洋生態系として炭素(ブルーカーボン)を蓄積している藻場等の保全」と追記しました。

同じく佐々木委員と志村委員より、p.29の5(2)オ、「干潟だけではなく藻場等も記載すべきでは」とご指摘頂き、委員長と相談し「藻場等の浅海域」と追記しました。

中村委員より、p.29の5(2)オ、「災害復旧事業で原形復旧の原則があるために生態系の機能を活用した復興が困難になっているのではないか、こうしたことに対する見解を盛り込むべきでは」とご指摘頂きました。これについては国土交通省とも確認し、原形復旧はあくまでも機能の復旧で、生態系の機能を活用した復旧、機能が同じであれば、その復旧を採用することは可能であるとのことでした。そして、中村委員からも具体的な修文案を頂戴したので委員長とご相談し、「地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り

方を見据えつつ」と追記しました。

和田委員より、p.31の5（2）キの1段落目、「「外来種が侵入しないよう配慮」としてしっかり記載してはどうか。また「外来種が侵入している場合に積極的に防除すべき」と条件をしっかりと書き込むべき」とご意見頂きました。外来種の排除については、前段で「外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐ」と配慮についてしっかり書かれており、自然再生をするイメージとしては、荒れた土地にセイタカアワダチソウが入ってくるような外来種が侵入しやすい環境ではなく、外来種が侵入しにくいような環境になるように配慮すると書かれています。そのため、この部分については原案通りとします。後者の「すでに外来種が侵入している場合」については、ご指摘を踏まえ追記しました。

最後になりますが、志村委員と鷲谷委員長より、「小さな自然再生の推進」について、構成等を見直したので若干の誤解がありましたが、「小さな自然再生の推進」については引き続き5（2）ケにしっかり記載しております。これに基づき、しっかりフォローすることも大事ですので、今後の運営改善による情報提供を通じて、真意をしっかりと検討させて頂きたいと考えています。

以上が前回の第1回専門家会議で主にご指摘頂いた事項です。これらを反映した基本方針の見直し案について、8月13日～9月12日までの1ヶ月間、パブリックコメントにかけて広く一般の方のご意見を頂戴しました。具体的にパブリックコメントにかけた内容の資料が参考資料2になります。パブリックコメントの結果をとりまとめたものが資料2になり、1ヶ月の間に11名から16件の意見を頂きました。1枚目はコメントと意見をまとめたもので、具体的な意見内容及び対応案については、2枚目以降の別紙に整理しています。

パブリックコメントの意見と対応方針案について、ご説明します。

1の意見、「自然は破壊されると元に戻すのが困難であり、自然破壊を厳格に取り締まることの方がより重要である」との意見でした。自然環境破壊を抑止する自然環境保全の取組が重要ですが、自然再生基本方針とは直接関係が薄いことから、その部分の回答は控えさせて頂き、開発等で劣化した自然も数多く存在し、これらの再生に取り組むことが重要である旨を回答させて頂きたいと考えています。

2の意見、構成を見直し、1（2）の内容を5に移動し、順序だてて追記することに関して肯定的な意見を頂きました。

3の意見、「自然再生については長期の視点でかつ専門的立場から検討すべき」とのご意見を頂きました。これについては、専門家会議の有識者皆様をはじめとする専門家の皆様からの意見を伺いながら、持続的な取組となるよう検討する旨を回答しました。

4の意見、「各協議会を束ねるような組織や取組があると、初心的な活動を始めようとする団体にも参画しやすいのではないか」とご意見頂きました。本日、議題の「その他」で紹介させて頂きますが、自然再生協議会の全国会議があり、これは自然再生協議会の相互の情報交換の場で、すでに協議会化されている団体だけではなく、新たに協議会を立ち上げようとする活動団体も含めて一同に情報交換を行うもので、こうした場を活用すると共に、前回の専門家会議でもご説明させて頂いた、日々の情報提供、相談体制の強化等の体制改善の検討も含め、運営の改善に取り組む旨を回答させて頂こうと考えています。

5の意見、行政文章の表現についての細かい修正意見になります。これについては法令担当の専門者とも相談し、改めるべき場所については修正しました。

6の意見、「再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう」という文章が、今回の見直しの中で場所が移動しています。整理場所についてはあらかじめ委員長とも相談しましたが、原案のままだろうとなりました。また、今回移動させたことにより、文末を「必要です」との表現としておりましたが、周りの段落との並びを考慮し、ご指摘も踏まえて「重要です」と修正しています。

7の意見、「「環境アセスメントなどを地元でされた際に、一般市民の方に自然の重要

性が理解されていませんでした」という問題意識から、自然再生の取組においても自然の重要性について、しっかり情報発信をすることが必要では」とご意見頂きました。このご意見の主旨についてはすでに「5 (1) エ 普及啓発」に記載されているので、原案の通りとさせていただきます。今後、自然再生の取組にかかる普及啓発、情報発信等の運営改善には取り組む旨を回答させていただきます。

8の意見、「「5 (1) ウ 情報収集と提供」の箇所に技術等の開発と普及支援等の内容を追記しては」とご意見頂きました。これについては「5 (1) イ 調査研究の推進」「5 (1) オ 協議会の支援」などに記載されているので原案の通りとさせていただきますが、ご指摘も踏まえ、今後自然再生の取組にかかる事例等の情報収集と普及啓発の強化等の運営の改善に取り組んでまいりる旨を回答させていただきますと考えています。

9の意見、「生態系サービスの用語の使い方が唐突であるということと、「自然再生の取組が生態系サービスを提供する」という表現が適当ではないのでは」とのご意見を頂きました。生態系サービスの用語や表現については「第5次環境基本計画」にも用いられているものであり、原案の通りにさせて頂くが、ご指摘を踏まえ「取組により再生された自然が生態系サービスを提供する」に修文させていただきます。今後、一般の方向けにパンフレット等で生態系サービスを紹介させて頂く場合は、分かりやすい説明や解説があるように務めさせていただきます。

10の意見、地域循環共生圏の説明表現についてのご意見を頂きました。地域循環共生圏についてはまだプラットフォーム事業をスタートさせ、モデル的な取組を開始した段階で、具体的な連携方法については、今後検討が進められますので、表現については「第5次環境基本計画」に用いられる表現であることから、原案の通りとさせていただきます、前回専門家会議でもご紹介しました緑色の地域循環共生圏の手引きの中で、しっかりと両者の連携や普及啓発について丁寧に説明できるよう検討したいと思っております。

11の意見、「地域循環共生圏やSDGs側の視点から、「関連ツールとして有効」との記載をしては」とのご意見でした。こちらは自然再生基本方針ですので、あくまで自然再生側からの視点で、SDGsのゴールや地域循環共生圏の考え方の活用等について記載させていただきますとして考えています。今後、両政策に係る情報提供や普及啓発等の説明ができる様に運営の改善に取り組んでまいります。

12の意見、「無農薬や無化学肥料を強制的に拡大した方がよいのでは」というご意見を頂きました。自然再生基本方針は農薬の使用方法を制約するものではないことから、原案の通りとさせていただきますが、地域の実情を踏まえて関係者の合意を得ながら取組を推進してまいりますので、その旨を回答させて頂こうと考えています。

13の意見、「無人島などの買収、立ち入り禁止区域の聖域を設ける。こういった事により外来種が入らない生態系を保全すべき」とのご意見ですが、自然再生基本方針がこういった規制等を行えるものではないので回答を控えさせていただきますが、基本方針においても外来種を自ら持ち帰らないことは当然として、外来種が侵入しにくい環境となるよう配慮等も行いながら自然再生に取り組んでまいりる旨を回答させていただきます。

14の意見、「グリーンインフラの概念について、もっと定義等の説明を行うべきでは」とご意見頂きましたが、グリーンインフラの考え方については現在も検討が進んでいる最中です。基本方針の中でも定義に係る内容を記載するのは避けた方がよいのではと委員長と相談し、「国土利用計画」及び「環境基本計画」の中で用いられている原案の表現のままとさせていただきます旨を回答させていただきます。

15の意見、「災害復旧を行う際に、自然が最も大事だという一部の声の大きな意見が地元であったが、こういう一部の意見だけでなく、地元住民全体の意見をちゃんと聞いてほしい」という内容でした。元のご意見は非常に長い文章でしたが、こちらで省略させていただきます。防災等の予算をしっかりとつけてほしいというような言及が多くを占めていて、自然再生基本方針とは関係性が薄いことから回答を控えさせていただきますと思いますが、自

然再生推進法も自然再生基本方針のいずれも、自然再生実施に当たっては、国土の保全やその他の公益との調整に留意して実施されなければならない、またNPO、地域住民、土地所有者、専門家といった多様な主体が、協議調整の上で実施することの重要性が謳われていて、こうしたものに従って地域の合意の下で自然再生に取り組んでまいる旨を回答させて頂きます。

16の意見、このようにまとめていますが、32ページにわたる長文のご意見を頂きました。

- ・社会構造が古いために新しく改革し向上による概略案
- ・教育内容の改正による具体案
- ・女性社会進出での改正による具体案
- ・外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案
- ・ガバナンス政治統治構造の改正による具体案
- ・生活水準での基準による詳細案
- ・官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案

非常に細かく幅広いご意見頂きましたが、自然再生基本方針に係るような内容が含まれていなかったのも、回答を控えさせて頂こうと考えています。

以上がパブリックコメントの結果と対応案です。なお、このパブリックコメントの実施結果は資料2の様式でまとめましたが、これは最終的には12月に自然再生基本方針が閣議決定された際に合わせて、皆様から今回ご了解頂きましたら公表させて頂く予定ですのでよろしくお願いいたします。

パブリックコメントでもいくつかご意見を踏まえて修正させて頂いています。こうした修正を反映させたものが、資料3-1の新旧対照表です。これを一つの文章として溶け込み、新たに見直された自然再生基本方針の案が資料3-2となっています。

最後に、今後のスケジュールですが資料4をご覧ください。本日の専門家会議で基本方針案についてご了承頂きましたら、この後、閣議決定に向けて全省庁との協議、法令的観点の審査等を経て、12月に関係省庁で自然再生推進会議を開催し、本年中の閣議決定を目指したいと考えています。基本方針の見直しと合わせて、前回まで運営面の改善についても様々なご意見、議論を頂きました。基本方針見直しと合わせてしっかり取り組んでいきたいと考えています。議題1の説明については以上です。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。自然再生基本方針の議論もいよいよ大詰めを迎えており、前回の専門家会議で皆様より多くのご意見を頂きました。事務局で時間をかけ検討下さり、見直し案に盛り込まれています。この見直し案をパブリックコメントにかけた際の一般の皆様のご意見も合わせて説明頂き、対応方針が示されました。

その点について、ご意見はございませんでしょうか。今回はこれで取りまとめですので、昨年からの時間をかけての検討を振り返りつつ、ご感想や残された課題でも結構ですので、順番に一言ずつお願いいたします。

大河内委員：

お疲れ様でした。当初と比べて、大きな修正から小さな修正まで直して頂きまして、ありがとうございます。この見直しそのものよりも、先日の全国協議会に出て気になったのは、予算措置の有無です。先程も出ましたが、小さな自然再生を今後どのように皆で支えていくのか、そこが実際には重要ではないかと思いました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、佐々木委員よろしくお願いいたします。

佐々木委員：

今回の基本方針の見直しのように、公的な指針の見直しに関わらせて頂くのは初めてで大変勉強させて頂きました。私が申し上げた意見については取り上げて頂き、よかったと思っています。

私は海の沿岸域の環境再生を専門としていますが、ブルーカーボンの話も新しく入れて頂き、それにより政策や国民の皆様を含めての活動が具体的にどう変わっていくのか期待しています。目に見える成果としてどうなるのか、ならないとしたらどうしたらよいか、今後勉強していきたいと思います。ありがとうございました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、高山委員よろしく願いいたします。

高山委員：

資料1ですが、今後公開されると思うので、訂正が可能ならお願いします。

まず、P.6の左、高山委員の3行目に「表現すべき」とありますが、私は「すべき」とまでは言っていないので、「表現してはどうか」にニュアンスの変更をお願いしたいです。

続いて、P.11の最後の委員長の文末が「ですね」と口語体になっていますので、直して頂けたらと思います。

また、参考意見として文章表現について述べさせて頂きます。資料3-1（新旧対照表）のP.7左側、下から3行目あたりで、モニタリングが維持管理に含まれていると読めます。上の方が「保全」「再生」「創出」という名詞で止めてありますので、モニタリングも名詞で区切り、「維持管理」を「順応的な管理」といった表現にしてはどうかと思います。

「維持管理」とは同じ状態を維持するという意味ですが、施設の維持管理等だとよいが、自然再生の場合は必ず変化するのでそういった意味では「順応的な管理」はどうかと思いました。

今更ながらですが、参考までに述べさせて頂きました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、守山委員よろしく願いいたします。

守山委員：

詳細な内容を詰めて頂き、ありがとうございます。

基本方針の変更に伴い、各省庁で具体的な事業を改めて力を入れて進めて頂きたいと思っています。また同時に、全国で行っている民間、地元がしている協議会が増えるような旗振りを是非頑張って頂きたいです。しっかり力を入れないと自然再生自体が下火になると危惧しています。三省の皆様方には改めて力を入れて頂けると嬉しいです。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、和田委員よろしく願いいたします。

和田委員：

基本方針の見直し等について、具体的な修正措置等は納得いくもので、よい出来だと思っています。パブリックコメントに対する対応も丁寧にされ問題ないと思いました。特に見直し案についての意見はありません。

感想として、地域循環共生圏の考え方が自然再生事業に取り込まれたのが大きな変化だと思っています。非常に難しい点があり、自然再生と経済的効果を生み出す活動が上手くリンクすればよいが、上手くリンクしない場合が多々あるのではと思います。経済的効果を最優先してしまうような事業にならぬよう、多少懸念しています。

鷺谷委員長：

一通り皆様からご意見ご感想を頂戴しましたが、他の委員の意見を聞いて再度発言したい方はおられませんでしょうか。

(特になし)

高山委員から頂いた見直し案の文言は修正した方がよろしいでしょうか。

高山委員：

事務局と委員長にお任せします。

鷺谷委員長：

スケジュール的にタイトですので、何とも言えないところですが、事務局と私でしっかり相談し、取り入れられる内容は反映したいと思います。

その他のご意見に関しては、見直し案はこれで進めた上で今後も自然再生のみならず、自然環境に関する意見もございましたので、事務局で伝えて頂き局内で情報共有して頂ければと思います。

西野課長補佐：

沢山のご意見をありがとうございます。

高山委員から頂いた修正案ですが、持ち帰らせて頂き、委員長とご相談の上検討させて頂きます。大河内委員、佐々木委員、守山委員からは、今回の見直しを経て、今後の自然再生の取組に対し、どう支援を拡充していけばよいのかとお話頂きました。

自然再生の現場ですが、私も全国会議の後に協議会の皆様から話を聞きましたが、非常に多様な支援政策を活用されており、国、県、地方公共団体、場合によっては民間資金を使われる実態を伺いました。予算に限りもあり、そう簡単に財政措置を拡充するのは難しいですが、一方でこれだけ多様ですのでしっかりと整理して、こういうものが活用できると、協議会の皆様にもしっかりと情報発信をできるような改善ができたと思っています。

また、地域循環共生圏の話について、和田委員からもご意見頂きました。これもまさに民間資金等を活用できるものはしっかり活用したい。一方で、全国会議で樫野川に行った時も和田委員からご指摘頂きましたが、エコツーリズム等で人を呼び寄せるだけでなく、守らなければならない自然が第一の目的であることは踏みはずさないようにして、さらに多くの人に関わって頂き、共存できるような取組を模索していきたいと考えています。

大変貴重なご意見をありがとうございました。

佐々木委員：

追加ですが、資料3-2のp.8、「粗(そ)朶(だ)」という記載だと別の言葉なのか、分かりにくいと思いました。「粗朶(そだ)」でよいのではないのでしょうか。

鷺谷委員長：

これから事務局で気が付いたこと、他の省庁との協議等で若干文言等が変わることもありますが、事務局からの報告を私が確認させて頂き、スケジュールに沿って閣議決定できるように進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご一任頂きましたので、そのように進めさせていただきます。

議題2. その他について

鷺谷委員長：

続いて、議題2「その他」についてですが、事務局から何か報告事項はありますか。

山本係長：

環境省自然環境計画課の山本です。その他報告事項と致しまして、9月18日から19日に開催され、専門家会議の委員の皆様にもご出席頂きました、「令和元年度自然再生協議会全国会議」の概要についてご報告させていただきます。

資料5をお開きください。「自然再生協議会全国会議」は、全国の法定協議会及び法定協議会化を目指している活動団体を対象に、意見交換や情報交換を目的として実施するものです。平成18年から開催されていて、今回が13回目です。

今年度は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会の活動地域である山口県山口市にて開催し、今回初めて一部専門家会議委員の皆様からもオブザーバーとして、ご出席を頂きました。ご都合のつかなかった委員の皆様もいらっしゃるため、会議の開催概要について、簡単にご報告させて頂きたいと思います。

今回の会議ですが、榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組エリアにて開催しました。榎野川の概要については、資料5の一番後ろに資料をつけております。

今回の参加者は全国の自然再生協議会19団体と、協議会化を検討している3団体及び自然再生専門家委員の皆様にご参加頂きました。また関係省庁、事務局としてコンサルの方を加え、計75名で開催しました。

行程としては2日間に分かれて行い、1日目は現地調査として、長浜干潟ときらら浜自然観察公園にて現地調査を行いました。2日目は室内にて会議を中心に開催し、分科会や意見交換会等を行いました。

1日目ですが、現地に行く前に、まず榎野川の取組について、事務局の山口県環境生活部自然保護課の上原主任よりご説明頂きました。興味深かった点をいくつかご紹介いたします。

榎野川協議会のシンボリックな活動として、干潟の耕耘作業があります。毎回400人を超える参加者があり、企業や教育機関とも協力して開催されているとのことでした。また伊藤園から参加者に配るお茶を提供して頂くなど、様々な支援を頂いているとのことでした。

続いて、環境の悪化と漁業者の減少により管理されなくなった干潟において、里海を守ろうということで、協働でアサリの保護に努めた結果、潮干狩りの体験イベントを開催できるまで地元産のアサリが回復していると報告がありました。朝市や道の駅でアサリを販売して、その販売収益や参加料の一部を協議会の活動資金に充てているそうです。

また、干潟に生息しているカブトガニの生息状況調査を15年以上継続して行っており、生物多様性アクション大賞などに入賞という実績がございます。

近年も「ふしの干潟ファンクラブ」を立ち上げ会員を増やしたり、「ふしの干潟生き物募金」を創設するなど、住民や企業等から幅広く巻き込んだ継続的な活動が出来るような仕組みづくりに力を注いでいるとのことでした。

続いて、現地調査ですが、まず長浜干潟にてカブトガニの生息調査を行いました。長靴を履いて参加者の全員が干潮時の干潟に入り、カブトガニを探しました。カブトガニは潜ったりして干潟と同化しているため、発見には苦労しましたが、原田先生らの指導の下、カブトガニの「這い跡」をたどって探し、体長を測定して年齢を推定するという体験を行いました。

干潮時の干潟は非常に広大かつ綺麗な状態で、カブトガニ以外にもトビハゼやカニ類、貝類など様々な生物も確認できました。

続いて、榎野の協議会と協力関係にある「きらら浜自然観察公園」に伺いました。観察展望塔から榎野川河口干潟の全景を見渡しまして、河口域や水域において、様々な水鳥やシギ・チドリ類が干潟を利用している様子を確認しました。また、クロツラヘラサギのリハビリ施設や野鳥のねぐらとして利用されている広大なヨシ原、ベッコウトンボの保全池など、公園の取組について原田園長から説明を受けました。

続きまして、2日目の会議についてです。議題はいくつかありましたが、今回は分科会にポイントを当てて説明いたします。

分科会では、それぞれの協議会及び協議会化を目指す団体の皆様に3つのテーマに沿ったグループに分かれて頂き、それぞれの議題について話し合った後に、議論した内容を発表して頂きました。テーマは、「A：協議会立ち上げ」「B：人材の育成・確保」「C：資金確保」についてです。

グループAについては、「自然再生協議会の立ち上げ」について、協議会の設立を検討している団体と、すでに活動を行っている協議会との間で議論して頂きました。その中の意見で、協議会立ち上げを検討しているという方からは、立ち上げることは手間がかかり難しいのではという意見がありましたが、行政に地域との連携を手伝ってもらい協議会が発足した事例があるということ、また継続的な行政の関与が担保されるというメリット、また協議会となることで様々な団体、他の協議会と連携する機会が得られたとの事例が挙げられ、専門家を交えて科学的な知見に基づいた活動を持続することが重要であるといった議論が行われました。

グループBについては、普遍的な課題である「少子高齢化が進む中で、継続的な活動に向けた人材の育成・確保」について、それぞれの協議会で工夫している内容について議論して頂きました。その中で、小中学校といった教育機関やその親世代に対して活動参加を促すようにすること。また、企業に対しても参加することのメリットを明確にすることが必要、また、活動に対する愛着や思い入れなど個人の気持ちを上手く育てることが必要である一方で、新規参加者を増やすことへの不安や心配の声も聞かれましたが、積極的に巻き込んで一緒に活動する中で信頼関係も生まれるのではないかと意見もありました。

グループCについては、「自然再生活動のさらなる活性化のための資金確保」について議論しました。やはり、国や都道府県からの補助金・交付金を上手く活用するノウハウについての話が多かった印象で、こうした助成金は補助率が決まっているものが多いので、予め基金を設立して自己負担分を前年度から早めに集めてはどうかとの意見がありました。また、ファンドレイザーという、主に民間非営利団体での資金調達を専門に行う専門家に相談してみる、顕彰などにより協議会の組織の信頼性を高めることで助成を受けやすくなるといった意見が出されていました。

続きまして、全体の意見交換会では事前質問に対する回答の紹介、及びフリーの意見交換を行いました。その中のいくつかをご紹介しますと、事業を実施するための予算をどのように確保していますかと質問に対して、中海自然再生協議会からは電力会社からの受託研究という形で事業を実施している例や、地元企業を回って寄付を募って活動している伊島ささゆり保全の会などの例を紹介させて頂きました。

また、自然再生だけではなく他分野との連携として、地元経済あるいは観光と連携した取組について事例があれば教えてほしいとの質問がありました。樫野川では「ふしの干潟いきもの募金」を創設したり、寄附付き商品の開発・販売を実施しています。また「ふしの干潟ファンクラブ」の創設により、地元企業や観光団体など興味を持つ人が増加しているとのことでした。また、中海自然再生協議会では「中海周遊サイクリング」に関連した協議会としての連携を検討しているとのことでした。

早足になってしまいましたが、報告は以上です。来年度に向けた改善点などありましたら、ご助言よろしく願いいたします。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。2日間に渡る濃い内容を簡潔に分かりやすく説明頂きました。只今の説明に対して何かご質問やご意見、あるいはご助言のある方はいらっしゃいますか。私も含めて参加された方もおられますので、感想でも結構でございます。

では、私が口火を切らせて頂きます。全ての協議会が参加されているわけではないが、ほとんどの協議会メンバーの方がおられ、情報交換の場として、全国会議はとても意義があると感じました。また、各分科会も関心のあるテーマに分かれて議論されたかと思いますが、私も大河内さんも志村さんも、グループA「自然再生協議会の立ち上げについて」に参加させて頂きました。立ち上げに関して、どのようなところに心配があるのかがよくわかりました。同じことを考えられる地域と交流する時は、そのあたりも踏まえてお話できたらと思っています。

もう少し広く立ち上げを検討されているところ、また検討もしていないところも含め、自然再生協議会を作り、自然環境が中心ですが持続可能な地域づくりに関して話し合う場を設けるメリットを広げていけるとよいと思いました。

また、経済的サポートをどう受けるか、お考えのことはたくさんあると思うが、協議会を作っておけば、広く情報を交流する機会である全国会議に参加できる。情報が重要な資源であるので、ただインターネットでよりも対面して一緒に活動する、こういった機会は重要だと感じました。

佐々木委員：

ファンドレイザーとは、職業だとするとお金を払ってお願いするものでしょうか。どのような使い方、使い勝手でしょうか、情報があればお願いします。

西野課長補佐：

詳しくは分かりませんが、聞いたところによると、その資格を取れば助成金を獲得する際に有利らしいとのことでした。

山本係長：

民間の資格で、そうした資金の獲得の助言をしてくれる専門家の人がいるということだったかと思います。

高山委員：

私はグループCの端の方で、離れていたので詳しくは聞こえませんでした。ファンドレイザーとはドイツに専門学校があり、そこで研修して取ることができる資格で、日本から行って勉強する際、助成金が出て一週間程度の研修に行った例があると話されていました。民間の協議会が資金を獲得するためには、自分達でその手段を持っているとよいという話のなかで、紹介されていたかと思います。

西野課長補佐：

改めまして、非常に直前のご紹介でありましたが、今回初めて全国会議に専門家委員の皆様、足をお運び頂きありがとうございました。協議会の方からも伺ったところ、委員の方から特にグループでの分科会で色々なアドバイスを頂いて非常によかったと感想を頂いています。

専門家委員の皆様には大変お忙しい中で来て頂き、アドバイス頂ける機会は貴重であると考えています。来年も全国会議の際には、ご案内させて頂きたいと考えております。

来年度以降、また専門家委員の方には現地に出向いて頂ければと思います。色々な協議会を実施しているところ、またこれから立ち上げるところなどで企画させて頂き、また足をお運び頂けるようお願いさせて頂くこともあろうかと思っておりますので、是非よろしくお願いします。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。スケジュールを早めにお伝え頂けると参加できる委員の方も増

えると思います。

それでは、事務局から報告のあった件については以上といたしまして、その他に、何かございませんでしょうか。

特にないようですので、本日の議題は以上とし、議事進行を事務局の方にお返しします。スムーズな議事進行に御協力頂きありがとうございました。

3. 閉会

司会（事務局）：

鷺谷委員長ありがとうございました。

また、本日は、委員の皆様方には数多くのご意見やアドバイスを頂き、誠にありがとうございました。本日の会議資料につきましては、一部を除き、環境省のホームページで公開させていただきます。

なお、本日の議事録及びこれに基づく議事概要については、事務局で作成の後に、委員の皆様方に内容をご確認頂いた上で、議事概要につきましては概ね1～2週間を目途に環境省のホームページで公開させていただきます。

それでは、最後に、閉会にあたりまして、環境省 自然環境計画課 保全再生調整官 山本より一言、ご挨拶を申し上げます。

山本調整官：

本日は長時間にわたってご議論頂きありがとうございました。自然再生基本方針の見直しや、運営の改善に向けてこれまで貴重なご意見を頂きました。今後ご一任頂きました鷺谷委員長とも相談させて頂きながら、基本方針見直しの閣議決定の手続きを進め、閣議決定が無事行われましたら、委員の皆様にもご報告させていただきます。

また、頂いた貴重なご意見につきましては、引き続き継続して議論させて頂き、よりよい政策に繋がるように今後も検討していきたいと思います。当然ながら作って終わりではなく、今後の基本方針ですので、しっかり取組を進めていきたいと思います。

次回会議ですが、北潟湖自然再生協議会から自然再生事業実施計画の提出を予定されていますので、これにあわせて年度明けの開催を予定しています。日程や詳細については改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

司会（事務局）：

それでは、これにて令和元年度第2回自然再生専門家会議を閉会させていただきます。

外は小雨模様で天気が優れないようですので、足下等にお気を付けてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。